

補助対象の考え方

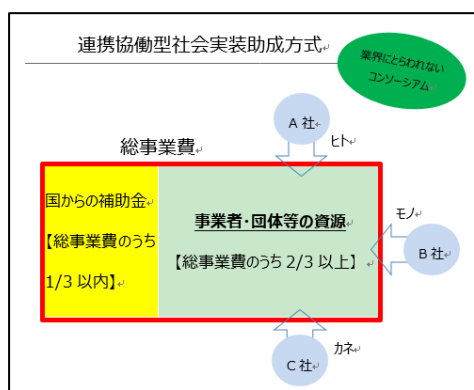
補助対象の上限は、「総事業費 × 1 / 3」が上限となっておりますが、「経費（支出）として発生するソフト事業【カネ】」によって異なります。

補助対象金額を次の金額で設定した場合の補助金例、ならびに応募申請書への記載箇所を示します。

- ケース 1. 広域規模事業で補助対象が 8 億円の場合
- ケース 2. 広域規模事業で補助対象が 3 億円の場合
- ケース 3. 広域規模事業で補助対象が 1 億円の場合

ケース 1. 広域規模事業で補助対象が 8 億円の場合

※補助事業に資するものに限る



総事業費 (ヒト・モノ・カネの持ち寄り※)		
9億円		
①補助金を充当するもの ※経費（支出）として発生するソフト事業【カネ】 8億円 ・人件費・業務費	補助金を充当しない・できないもの	
	②経費（支出）として発生するが補助金を充当できないもの【カネ】 ・機器・設備（工事費等を含む） ・特許料	③補助金の充当を希望しないもの【ヒト・モノ・カネ】 ・人件費・業務費 ※経費として発生させるものではなく、各事業者の持ち寄り資源を経済価値に換算したもの
別紙2-①に記載	別紙2-②に記載	1億円 別紙2-③に記載

記載

応募申請書 別紙 2 -①、②、③

補助金は、「総事業費 × 1 / 3」を上限として①のみに適用されます。

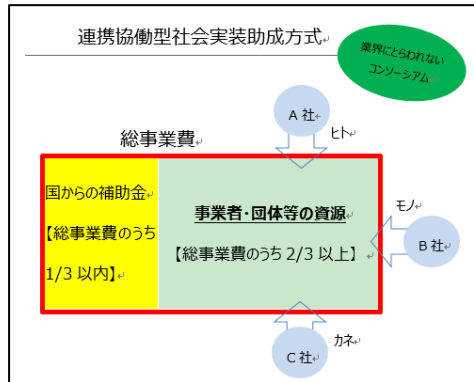
補助金の上限は、**9億円** × 1/3 → **3億円**

上記のうち、②、③の**1億円**は補助金を充当する対象外

補助金は、**3億円**

ケース 2. 広域規模事業で補助対象が 3 億円の場合

※補助事業に資するものに限る



総事業費 (ヒト・モノ・カネの持ち寄り※)		
9億円		
①補助金を充当するもの ※経費（支出）として発生するソフト事業【カネ】 3億円	補助金を充当しない・できないもの	
・人件費・業務費	②経費（支出）として発生するが補助金を充当できないもの【カネ】 ・機器・設備（工事費等を含む） ・特許料	③補助金の充当を希望しないもの【ヒト・モノ・カネ】 ・人件費・業務費 ※経費として発生させるものではなく、各事業者の持ち寄り資源を経済価値に換算したもの
別紙2-①に記載	別紙2-②に記載	6億円 別紙2-③に記載

記載

応募申請書 別紙 2-①、②、③

補助金は、「総事業費 × 1 / 3」を上限として①のみに適用されます。

↓

補助金の上限は、**9億円** × 1/3 → **3億円**

↓

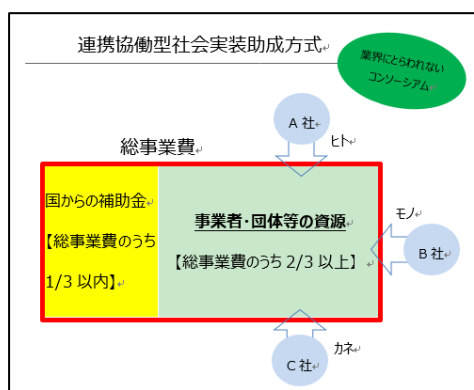
上記のうち、②、③の**6億円**は補助金を充当する対象外

↓

補助金は、**3億円**

ケース 3. 広域規模事業で補助対象が 1 億円の場合

※補助事業に資するものに限る



総事業費 (ヒト・モノ・カネの持ち寄り※) 9億円		
①補助金を充当するもの ※経費（支出）として発生するソフト事業【カネ】 1億円 ・人件費・業務費	補助金を充当しない・できないもの	
	②経費（支出）として発生するが補助金を充当できないもの【カネ】 ・機器・設備（工事費等を含む） ・特許料	③補助金の充当を希望しないもの【ヒト・モノ・カネ】 ・人件費・業務費 ※経費として発生させるものではなく、各事業者の持ち寄り資源を経済価値に換算したもの
別紙2-①に記載	別紙2-②に記載	8億円 別紙2-③に記載

記載

応募申請書 別紙 2 -①、②、③

補助金は、「総事業費 × 1 / 3」を上限として①のみに適用されます。

補助金の上限は、**9億円** × 1/3 → **3億円**

上記のうち、②、③の**8億円**は補助金を充当する対象外

補助金は、**1億円**